

建設水道常任委員会

平成19年9月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|--------|-------|
| ◎飯高 昭二 | ○宮崎 和彦 | 吉野 俊明 |
| 紀 良治 | 西谷 剛周 | 浦野 圭司 |
| 中川議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 芳村 是 |
| 総 務 部 長 | 池田 善紀 | 都 市 建 設 部 長 | 藤本 宗司 |
| 建 設 課 長 | 加藤 保幸 | 同 課 長 補 佐 | 角井 敏文 |
| 観 光 産 業 課 長 | 佃田 眞規 | 同 課 長 補 佐 | 川端 伸和 |
| 都 市 整 備 課 長 | 藤川 岳志 | 都 市 整 備 課 参 事 | 今西 弘至 |
| 同 課 長 補 佐 | 井上 貴至 | 上 下 水 道 部 長 | 谷口 裕司 |
| 上 水 道 課 長 | 植嶋 滋継 | 同 課 長 補 佐 | 井上 究 |
| 下 水 道 課 長 補 佐 | 上田 俊雄 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 峯川 敏明 |
|-------------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 宮崎委員、浦野委員

委員長 おはようございます。委員の皆さんにはご苦労さまでございます。
全委員出席されておりますので、ただ今より、建設水道常任委員会を
開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、宮崎委員、浦野委員のお二人を指名いたします。両委
員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）から（3）までの議案第38号、三郷町公共下水道施設を本
町住民の利用に供することについて、議案第39号、斑鳩町公共下水
道施設を三郷町住民の利用に供することについて、議案第40号、斑
鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについての3議
案は相互に関連する議案ですので、一括議題といたしたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。

議案第38号、議案第39号、議案第40号については、一括議題
といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長 それでは、まず議案第38号、三郷町公共下水道施設を本町住民の
利用に供することについてご説明申し上げます。まず、はじめに議案
書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
部長 お手元の議案書に添付いたしております付近見取り図をご覧いた
だけますでしょうか。

行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、三郷町公共下水道施
設を本町住民が使用することから、地方自治法第244条の3第2項
の規定に基づき、三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行
い、同法同条第3項の規定により議決をいただき、行政区域界に設置
されたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することによ
り、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図
ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第38号、三郷町公共下水道施
設を本町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

続きまして議案第39号、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利
用に供することについてご説明申し上げます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道
部長 まず簡単にご説明させていただきます。先ほどと同じでございま
すが、お手元の議案書に添付いたしております付近見取り図をご覧いた
だけますでしょうか。

行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、斑鳩町公共下水道施
設を三郷町住民が使用することから、地方自治法第244条の3第2
項の規定に基づき三郷町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行

い、同法同条第3項の規定により議決をいただき、先の議案第38号と同じく、行政区域界に設置されたそれぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第39号、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

続きまして議案第40号、斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについてご説明申し上げます。まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長

それでは、お手元の議案書に添付いたしております付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。

先ほどの議案第38号、議案第39号と同じく、内容は一緒でございますが、行政区域界周辺の地形的な条件によりまして、斑鳩町公共下水道施設を平群町住民が使用することから、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき平群町と施設の利用及び維持管理に関して協議を行い、同法同条第3項の規定により議決をいただき、先の議案第38号及び議案第39号と同じく、行政区域界に設置された、それぞれの公共下水道施設を相互に有効に利用することにより、無駄なくスムーズな整備拡大をし、公共下水道への接続促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第40号、斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。先ほど、ご説明させていただきました議案第38号及び議案第39号ともに、よろしくご審議賜わり、何卒、原案どおりご承認いただけますようお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 今説明していただいたんですけど、いずれも別紙のとおりという事で、地図は付けられてるんですけど、流入区域におきましては地番が書かれてて地図を参照という事なんですけれども、地番が地図に書かれてないので、確認する事ができないなという事も申しておきます。それと、初日の総括質問で同僚議員の方からこのエリア、行政界にわたって斑鳩町の住民が三郷町あるいは平群町と、お互い施設を使い合うというようなことで、その水道料金並びに下水道料金はどちらに入るんですか、というような質問があったと思うんですけども、それは斑鳩町のエリアにおいては斑鳩町が徴収すると、相手の、三郷とか平群には渡さないというような事で聞いたんですけど、この2枚目いずれも利用条件の中で、下水道施設の維持管理に関する経費の負担については、その都度協議すると書かれてますけど、例えば斑鳩町の住民が平群町あるいは三郷町の行政界を越えて利用する場合、平群町の、あるいは三郷町の施設が傷んできたとか修理せないかとかいう時に、斑鳩町は相手の行政に対して負担をする恐れがあるんですか、ないんですか。

上下水道
部長 もう一度確認させていただきます。まずこの区域につきましてはそれぞれの水道がそれぞれの自治体、それぞれの住民登録されてる方はそれぞれの自治体の水道を利用されておるという事でございます。そうした事から下水道の使用料金につきましてもそれぞれの自治体の徴収という事になりますので、そういう形で付け加えさせていただきます。そして、今おっしゃっていただきましたような維持管理ですね、維持管理につきましてはまず事前協議の時にもちよっと説明させていただきました中で、その都度協議する部分はあると思います。ただし、その瑕疵の度合いによってその負担割合というのは変わってくるという事でご理解いただきいただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 紀委員。

紀委員 今これ、平群町と三郷町の共同使用みたいな形で相互に利用するわけですけども、三郷、平群の下水道の進み具合どんなもんか、参考までに教えてもらえませんか。

上下水道 部長 まず龍田西3丁目、夕陽ヶ丘地区ですけども、この区域の整備は完了しております。そして一応現段階では供用開始できる状況でございます。うちの方が例えば三郷町に流入するパイプが完了すれば、その段階で完成すれば、供用開始打てば利用できる状況になるという事でございます。平群町の方については、まだこれから整備にかかるといような状況でございます。

紀委員 平群町がまだ整備されてないという事ですね。

上下水道 部長 そういう事でご理解いただきたいと思います。

紀委員 あんまり各町、差がつかないような状況で出来るように努力していただきたいと思うんですけども、よろしくをお願いします。

上下水道 部長 それにつきましては、十分調整とってやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川議長。

議 長 三郷町の施設を斑鳩町の住民さんが使う件数とね、三郷町の住民さんが斑鳩町の施設を使用する件数が、かなり20件近くありますやんか。平群町は3件程斑鳩町の施設を使う、斑鳩の住民は平群の施設を使うところはないんですが、三郷と斑鳩の差が、開きが多いんで、そ

ういうのを町同士で、まあ言うたら斑鳩町の住民、28件程うちの使うて、それ全部斑鳩町が徴収するのかと。三郷8件しかいってへんやないかとか、そんな議論にはなりませんでしたんか、これ。

上下水道
部長 相互に入り組んでる所、全て、この旭ヶ丘もそうですけれども、考えていけば入り組んでおりますのでそういった形については、事前に協議させていただきまして、お互いそれで相殺していこうやないかという事で進めております。事務的な簡略化という形で考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
それでは順次お諮りいたします。

まず初めに、議案第38号、三郷町公共下水道施設を本町住民の利用に供することについて、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第39号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、斑鳩町公共下水道施設を平群町住民の利用に供することについて、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第40号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)認定第8号、町道認定及び路線変更についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

それでは(4)認定第8号、町道認定及び路線変更についてご説明申し上げます。まず議案書をご覧頂きたいと思います。最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

建設課長

それでは一枚めくっていただきまして、事前の委員会で詳細についてご説明をさせていただいておりますので、今回、路線名及び起終点でのその位置をお示しし、ご説明を申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

まず認定に附すべき路線、整理番号1、町道286号線、起点、斑鳩町法隆寺2丁目592番1から同所579番1まで。整理番号2、町道3002号線、起点、斑鳩町興留7丁目552番12先から同所551番4先まで。整理番号3、町道3003号線、起点、斑鳩町東福寺1丁目13番5先から同所13番8先まで。整理番号4、町道3004号線、起点、斑鳩町法隆寺南3丁目70番2先から同所70番4先まで。整理番号5、町道3005号線、起点、斑鳩町興留東1丁

目22番7先から同所25番2まで。整理番号6、町道3006号線、町道306号線交点から斑鳩町阿波2丁目14番8まで。整理番号7、町道3007号線、起点、斑鳩町興留5丁目441番7先から同所441番16先まで。整理番号8、町道568号線、起点、斑鳩町龍田西4丁目1123番11先から同所1123番12先まで。

次に裏面を見ていただきたいと思います。次に変更する路線でございます。整理番号9、路線名、町道347号線、新たに新の方でご説明させていただきますけれども、起点、斑鳩町興留5丁目440番5先から同所441番14先まで。整理番号10、町道392号線、起点、斑鳩町興留2丁目94番3先から同所94番6先まで。

以上が、認定第8号、町道認定及び路線変更についての報告とさせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおり認定させていただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 町道568号線、整理番号8なんですけれども、これは開発されて家が8戸か10戸か建ってる真ん中の開発道路部分を町に移管されて認定道路という事になってるかと思うんですけれども。これ開発される時に私、地元の水利組合長もやってましてちょっと開発業者から相談あったんですけれどもね。この認定道路、開発道路の入口に至るまで、いわゆる西公民館の前の道路ですね、これ既に町道になってるかと思うんですけれども、開発するのに4mの幅員が10センチ程足らんというような事で、L字側溝を、フラット側溝と言いますか、部分的に交換する方法を町から指示されてるというような事で、業者の方で負担して改良したら開発、4mにずっと繋がっていくというような事で、町と相談したらそのように言われたというような経緯があったと思うんですけど。私ふと思ったんですけど西公民館の前の道路は町道に、農地の出し合いで農道から町道に移管される時に、どうして4m道路を設計されなかったのか、ふと思たんです。今回、開発業者に

負担まで負わしてL字側溝をフラット側溝に交換させたという経緯がどうも理解出来ないんですけども。

都市建設 基本的に町で整備していくのは4 mで整備をさせていただいてるわけですけども、その後転用等される時に当然道路排水の処理をしていくわけですけども、そこに側溝をつけるかL型を入れるかという事になってくるわけですけども、この場合にそのL型が高い部分で使用されてるという事で、有効幅員が4 mきれるという状況になっていったのかなと。それを低いL型にする事によって4 mを有効幅員という事で、回復が出来たという事になりますので、幅員としては4 m確保は出来ていたわけですけども、そういう事前に建築されたか事後に建築されたかというのは定かではないんですけども、原因としてはそういう状況があるかなと思っています。

浦野委員 こうして町道認定されてから道路幅員が変わってくるという恐れを今言われたと思うんですけども、変わる際、誰も設計図面も町にあげずに変えてはらへんと思うんですけども、勝手ではしてはらへんと思うんですけども。

都市建設 今日まで道路整備するのに4 mという事で、建築基準法上は4 mの道路に接するという、4 m基本で整備をしていくという事になって、もう一つの例を挙げますと、安全対策としてガードレールを付ける場合、こういう事で要望もいただく。そしたらそこにガードレールを設置する。そうすれば有効幅員4 mきれると、開発できない、町で整備しながら開発できない、こういう理屈になってるわけです。この場合も先ほど言いましたように後か先かというのは定かではないわけですけども、当然水の処理をしてくださいというお話を、指示等はやるわけですので、その場合に高いL型で整備をしていると、事前にもう建築されておった状況にあった場合には整備する時に町の方で高いL型を入れてしまってるというような状況になっております。幅員的に

は4 m確保は出来ていたという事でご理解いただきたいと思います。

浦野委員 経緯はそれで分かったんですけど、あとその開発業者に今度、側溝L字をフラット、どんな名前か知りませんが、フラット側溝にさせるというのはまた理解出来ないんですけど、町の道路なんで、町がすべきやと思うんですが。

都市建設 一応、その開発を行うにあたっての原因者の方でその部分を改良していただくと、先ほど言いましたガードレールについても、ガードレールの撤去等ということでしていただいて、取ってしまうとまた支障が出ますのでそれを擁壁の方に張り出して、幅員は4 mで安全対策上確保するというような形で原因者の方で負担をお願いするというような形で進めさせていただいているということですので、ご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。認定第8号、町道認定及び路線変更については当委員会として認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第8号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、継続審査であります都市基盤整備事業に関することについて審査することと致します。

初めに、①公共下水道事業について、理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

まずお手元資料 1-1 をご覧いただけますでしょうか。平成 19 年度の工事の進捗状況でございます。

まず、龍田西污水幹線工事及び神南污水幹線工事、竜田川沿いの赤色路線及び青色路線につきまして、現在、進捗率 30% で、立坑も仕上がり、シールド作業の準備を進めている状況でございます。

次に、繰越事業として進めてまいっております龍田西 3 丁目地内西の山地区及び夕陽ヶ丘地区で施工いたしております 1 工区-1 工事から 1 工区-7 工事につきまして、現在、進捗率 40% で、それぞれ管渠埋設工事を進めているところでございます。そして本年、5 月 24 日に入札を執行いたしております小吉田 1 丁目の 3 工区-2 工事、法隆寺南 1 丁目の 2 4 工区-3 工事、五百井 1 丁目の 1 4 工区-4 工事、興留 1 丁目の 1 5 工区-2 工事につきましては、それぞれ進捗率 60% で、管渠埋設工事を順調に進めているところでございます。

次に、6 月議会定例会で契約の議決をいただきました龍田西 3 丁目・龍田西 6 丁目地内の 1 工区-8 工事、県道王寺三郷斑鳩線上でございます。水色路線につきましては、家屋事前調査及び地下埋設物の調査等の準備作業を終え、現在進捗率 15% でございます。

次に、興留 7 丁目 JR 線路沿いの 1 9 工区-3 工事、図上紫色路線につきましては、8 月末で完了いたしました。現在、着工いたしております各工事につきましては、全て順調に進められている状況でございます。

次に、新たに発注を進めてまいります 6 つの工区につきましてご説明をさせていただきます。

まず、龍田西 6 丁目地内 1 工区-9 工事、図上薄紫色路線、龍田 2 丁目地内 4 工区-1 工事、図上青色路線、五百井 1 丁目地内 1 4 工区-5 工事、図上薄緑色路線、法隆寺南 1 丁目地内 1 4 工区-6 工事、

図上薄黄色路線及び24工区－4工事、図上薄紫色路線、興留1丁目地内15工区－3工事、図上肌色路線についてでございます。それにつきましては9月28日に入札執行し、年度内に完了をしていく予定でございます。

次に、お手元資料1－2をご覧くださいませでしょうか。

平成19年9月6日現在の公共下水道への接続状況でございます。まず申請受付件数が1,404件、検査済み件数が1,367件となっております。また融資あっせん利用総数につきましては26件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が16件ございました。今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

そして最後に、先般、排水設備指定工事店制度と独占禁止法の関係について、若干ご質問ございました。これにつきまして、公正取引委員会近畿中国四国事務所におきまして確認をいたしましたのでその内容についてご説明をさせていただきます。

独占禁止法いわゆる「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」でございます。この法律の目的は公正且つ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることを目的としております。その規制には、私的独占の禁止、不当な取引制限、いわゆる談合ですね、入札談合の禁止、不公正な取引方法の禁止などがございます。まず、私的独占の禁止につきましては、事業者が他の事業者と結合して人為的に他の事業者の活動を排除し、支配することにより価格や数量を左右することができる力、つまり市場支配力を行使することを禁止するという事で、次に不当な取引制限、入札談合の禁止につきましては、事業者や団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来自動的に決める価格や販売数量を共同で取り決め、競争を制限する行為、いわゆる「カルテル」の禁止や事前に受注者や受注金額を決めてしまう入札談合も不当な取引制限のひとつとして禁止されており、そして不公正な取引方法の禁止については、自由な競争が制限される恐れがあるような行為として取引拒絶、差別価格、不当廉売、再

販売価格拘束、また、ぎまんの方法や過大な景品による顧客誘引、抱き合わせ販売の禁止、また、大企業がその優越した地位を利用して取引の相手方に無理な要求を押し付ける行為の禁止などがございます。そうした事から公共下水道へ接続するための排水設備工事に、指定工事店制度を用いることにつきましては、下水道条例及び排水設備指定工事店等に関する規則において、公に要件を定めていることに加え、住民を保護する立場、いわゆる行政指導を行える体制から、最低限度の資格要件でございます。そうした事から価格設定や特殊製品の指定等は一切行っておらず、競争阻害を誘発する行為にはあたらないことから、独占禁止法には抵触しないというご回答をいただきました。

以上、簡単ではございますが、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。 中川議長。

議長 今までの委員会の資料には工区数と進捗率が印刷されてましたけど、今回の進捗率印刷されてない理由についてお聞かせいただきたいと思います。口答で今説明していただきましたが、進捗率入ってないからね。

上下水道 ちょっと見易さから配慮したつもりだったんですけれども、これ、部長 入れさせていただいた方がよろしいですかね。

(「そうですね、以前も」 との声)

上下水道 申し訳ございません。ちょっと若干この方が、工区数が増えました部長 ので見易いかなと思ひまして、パーセンテージ入れたら小さくなりましたんで。ちょっと配慮させて、検討させていただきます。

委員長 お願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備 それでは都市計画道路の整備促進に関することにつきましてご報告
課長 を申し上げます。まずはじめに、いかるがパークウェイについてご報告を申し上げます。

まず、稲葉車瀬区間では、工事着手に向けての準備といたしまして当該区間における埋蔵文化財の発掘調査が7月末より着手されておりました、現在も引き続き実施されているところでございます。発掘調査の結果にもよるところにはございますが、本線の土工工事につきましては発掘調査完了後、着手されることになっております。

次に岩瀬橋の橋梁下部工の工事が現在発注されております。請負業者につきましては尾田組でございまして、工期は平成19年9月13日から平成21年3月10日までとなっております。工事概要でありますけれども、お手元の資料2をご覧くださいと思います。橋梁工事の全体一般図としてご提示をさせていただきますので、この資料に沿いながら説明をさせていただきます。工事概要といたしましては、図面左上の側面図からまず説明させていただきますと、今回のこの側面図の赤に塗っております部分、これが橋梁の下部工でございまして、向かって右手が三室地区側、左手が稲葉車瀬地区側という事でございます。ご覧のように竜田川両岸に橋台を2基、川の中ほどに橋脚を1基を設置するという工事となっております。次にその下段の平面図をご覧くださいと思います。先ほどの図面、側面図と同様でございますけれども右側が三室側、左側が稲葉車瀬側でございまして、黄色に塗ってる部分でございますんですが、これが現在の岩瀬橋でございま

す。それから青色で囲っている部分でございますけれども、これは計画の橋梁の範囲となっております。施工手順といたしましては、まず、三室地区側の橋台と河川中ほどの橋脚、この2基を今年度の渇水期におきまして施工されるということとなっております。それから、今年度の渇水期というのはこの11月から来年の5月まででございます。6月以降また出水期ですので、川の中の工事が出来ないという事でございますので、稲葉車瀬側、左側の橋台ですけれども、これは来年度の渇水期、来年11月から最終工期が3月10日までという渇水期の中で施工をされるという事になってございます。今後、国では請負業者と施工計画等を協議されることとなっておりますけれども、町と致しましても、町としての考え方や地域の関係者の皆様方のご意見をお聞きしながら施工計画を整理していただくようお願いをしているところでございまして、施工計画がまとまりましたら10月になると思っておりますけれども、地元の皆様へ工事の説明会を実施させていただきたいという事で国と協議をしております。また、去る9月12日ですけれども、いかるがパークウェイ推進協議会を開催させていただきました。事業の進捗と今後の予定並びに橋梁工事の概要について説明をさせていただいたところでございますけれども、協議会の方からは橋梁工事にかかる交通安全対策についてご意見を多数いただいております。特に岩瀬橋西詰の交差点につきましては、西小学校の通学路という事にもなっております、朝の子どもたちの通行も多いという事で、なお町の公共下水道事業に伴います工事も施工中であるという事などから、学校や地域の方々のご意見も十分配慮しながら施工計画をまとめて、皆様にご理解いただけるように計画を立てて、皆様方に説明をさせていただくという事で、委員さんの方からも強く要望を頂いております。今後色々、皆様方と協議しながら交通安全にも十分配慮しながら工事を進めていくという事で考えております。

次に小吉田モデル区間から県道大和高田斑鳩線までの間についてでございますけれども、五百井地区におきまして住宅開発の計画がなされておりましたけれども、地権者の方々にご理解をいただきまして、

去る9月6日に一部土地の売買契約の締結をさせていただいたところでございます。また、他の区間の土地につきましても、現在稲作がされておるところでございまして、稲刈り後におきまして当該区間における土地の境界の立会を実施をさせていただく予定であるという風に国からも聞いております。また、県道大和高田斑鳩線とパークウェイ本線との交差点計画でございますけれども、この作業も検討が進められているというところでございます。また計画がまとまりましたらご報告も申し上げていく事になると思っております。さらに、各区間においてそれぞれ、事業の進捗をする中にありまして、国では事業効果を早期に発揮できるようにという事で、岩瀬橋から国道25号三室交差点への接続に必要な道路構造、あるいは三室交差点の計画等の検討も進められているところでございまして、こうした道路計画がまとまりましたら周辺地域の皆様とも協議を行って事業を進めてまいりたいという風に考えているところでございます。

以上で、いかるがパークウェイの進捗状況の報告とさせていただきます。

続きまして、都市計画道路法隆寺線についてでございますけれども、この事業につきまして今回特に報告を申し上げる事はございませんけれども、引き続きまして残っております用地交渉に努めて参りたいという風に考えております。

以上、報告とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。 浦野委員。

浦野委員 橋の事でございますので、結構冬場凍結しやすい、従って滑りやすいという意味合いで、これ図面見ますとかなり勾配があるなと思うんですけれども、側面図の地盤高で言いますと、44.09～三室の41.57という事で約2.5m位の地盤高さがあると思うんですけれども、この地盤高さはいわゆる橋の勾配になってくるかと思うんですけれど、要するに冬場の凍結のスリップ問題とか、そういう事は心配な

いでしょうか。それと下の平面図を見まして、右折レーンなんですけれども、橋を西向いて渡りまして竜田川沿いに、龍田大橋の方へ曲がる右折レーンはあるんですけども、逆に橋を東向いて渡った場合、稲葉の方へ、右へ曲がる右折レーンが書かれてないんですけど、これはこの図面どおりという事ですか。それと橋の両サイドの信号の具合はどうなってますか。

都市整備
課長

まず一点目でございますけれども、橋梁の勾配という事でございますけれども、この図面におけます地盤高という表現をしているところなんです、これは現在の道路中心、平面図で言いますと真ん中に一点鎖線、ちょっと見難いんですけども細かい線引いてるんですけど、その線で地面を縦に切って横から見たのがこの側面図でございます、その中心におけます現在の土地の地盤高という事で表現をしております。委員ご心配いただきましたように、今度できる道路の勾配なんです、これは一つ上の計画高という所を見ていただいたら有難いんですけど、まず左のA1という橋台あるんですけど、その下のところに44.278と細かい数字ですけども書かれております。これが出来上がる道路の計画の高さでございます、この右側、西側ですが、ここは43.280という事で、約1mの高低差があるという事で現地盤高では2m以上の高低差があるんですけど、計画としましては1m程度の差になっていると。これを一番上に勾配という表示をしているんですけど、 $i = 2.500\%$ という事で2.5%という勾配になってございます。これは、この現地盤高を結びますとこれの倍位の勾配になるんですけど、2.5%の勾配というのは道路構造令にも決めております交差点に緩勾配という事になってございまして、この勾配が特に急勾配という事ではないんですけど、橋梁部分でございますので、あとは凍結等につきましては、例えば状況によりまして塩カルをまいたりという風なことは、その地点での対応という事になってこようかと思いません。特に取り立てて勾配による滑るとかいうところへんの問題はないかと思いません。次に、稲葉車瀬方面への右折レーン及び信号という事

で合わせてご説明申し上げますと、この計画におきまして信号をどこに設置するというところ辺につきましては公安委員会でも基本的な協議を行っております。国の方で行っております。その中で元々岩瀬橋右岸側、西詰ですね、には現在信号がございます。先ほども申しましたように通学路という事もございますので、ここの部分の信号は確実に必要という事に協議はなっております。橋の左側、稲葉車瀬側ですけれども、この橋の両側の交差点があまりにも近いという事で、それぞれの右折レーンを確保していくのは非常に難しいというようなところで、この時点での計画といたしましては、この橋の左側は信号はつかないという事と、ここの右折につきましては構造的にとれないという事で、ここは東向きは直進をしていただくというような事で、現在のところの公安委員会との協議がなされているところでございます。以上です。

浦野委員　もう一点すいません。橋の歩道なんですけれども、車道と歩道の落差、歩道の高さはいわゆるバリアフリーになってますか、どうか、その辺ちょっと確認しときます。

都市整備課長　交差点におけます歩道と車道の高低差につきましては、バリアフリーの規定に基づいた設計がなされております。

浦野委員　すいません、落差はどのようになっていますか。いわゆる縁石置いて車道と歩道が同じレベルなのか、ぽこっと上がったレベルなのか。

都市整備課長　歩道と車道の落差ですけれども、これは2センチという事で聞いております。

委員長　他にございませんでしょうか。　吉野委員。

吉野委員　まだ発注された段階ですので今後の問題になると思うんですけれど

も、景観的に見ますと、竜田川の県立公園と三室山との眺めとの関係、色々と神経の使う部分だろうと思いますけれども、高欄部分の色とかですね、橋台もちちゃんと公園を歩いている見える場所にあるわけですね、橋脚、橋台部分の色ですね、これPC橋ですからPCのままなのか、あるいはどんな色にするかとか、いろんな色合せをして、関係者で色を選ぶっていうのは、シミュレーションっていうのは考えておられるのでしょうか。

都市整備
課長 今、委員ご心配いただいております橋の景観という面につきましてでございますけれども、現在国の方ではイメージパースも作成しながら検討に着手されたところでございまして、パークウェイ推進協議会等とも、皆さんともご協議申し上げながら橋の全体のイメージを決めていきたいという事でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

私の方から一点。真ん中の橋脚があるんですけれども、双方にあまと言うんですか橋台があるんですけれども。ここに柱状図が載ってまして、N値を見ますとほとんどこの通常図で橋台の底盤というんですか、そこで定めておられるんですけれども、真ん中の橋脚についての柱状図がないんですけれども、これは双方の橋台の柱状図を想定した上で恐らくこの底盤を決めておられると思うんですけれども、その辺のちよっと確認をしておきたいんですけれども。

都市整備
課長 今、委員長ご指摘いただきましたとおり、この地質調査につきましては左岸、右岸、両岸で使用されておりました、ここに表示しております柱状図となっております。この間につきましては、推定地質縦断線という線を描きまして、それでいきますと岩盤が支持盤となっておりますけれども、橋脚につきましては岩盤以上のところに設置をされるという事でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備課参事 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。まず始めに9月12日に執行致しております法隆寺駅南口広場シェルター設置工事の入札結果について報告をさせていただきます。

落札額は4,636万8,000円でございます。この落札額に対しての請負率でございますが95.75%でございます。契約の相手方でございますが、斑鳩町興留2丁目3番21号、宮崎建設株式会社でございます。工期につきましては、平成19年9月13日から平成20年1月25日までとなっております。なお、当該契約金額におきましては、建設工事の取扱いという事でございます。補助事業等土木請負工事工事費積算基準によりまして同一会計年度内に同一地域内において同一事業を同一業者が工事を施工する場合、諸経費の調整を行う事となっております。この事によりまして、今回落札者であります宮崎建設株式会社は、J R 法隆寺駅前南広場整備工事を既に請け負っております事から、この基準により諸経費の再計算を行いまして、請負額の方法をすることとなっておりますのでよろしく願いいたします。その調整後の額でございますが、4,447万6,950円が今回の請負契約額という事になっておりますのでご了承のほどよろしく願いいたします。

次にこの工事概要について簡単に説明をさせていただきますと、6月委員会でも計画概要について概要の報告を致しておりますが、このシェルターの設置延長は71.54mでございます。東側のバス乗降場所からタクシー乗り場を含みましてエレベーター乗り場付近にかけて設

置することとしております。屋根部分は切妻屋根の形態としておりまして、金属製瓦で耐久性・安全性のあるアルミ鋳物を採用いたしております。この構造の幅につきましては2.7m・高さは3.5mとなっております。またこの屋根を支える支柱は3.5～4.0m、このピッチを基準と致しております。また照明器具でございますが、歩道空間を柔らかい明るさを醸し出すようブラケット型照明を採用致しております。シェルターの支柱に取り付けを行う事といたしております。

以上が法隆寺駅南口広場シェルター設置工事の入札結果と工事概要についてでございます。

その他の路線の進捗状況でございますが、現在工事を実施いたしております駅北口の4-1号線は一方通行等、交通規制につきまして西和警察とも現地立会を行い、規制標識の設置場所を確認されたところがあります。それによりまして9月28日の竣工後の供用開始に向けまして、現在順調に進捗致しているところでございます。また、南口広場整備工事につきましても、現在進捗率は10%でございます。当初工程どおりに進められているところでございます。工事期間中は周辺住民、駅利用者の方々には大変ご迷惑をおかけしている状況でございます。今後引き続き施工管理及び安全管理面には十分配慮を行いながら工事を進めて参りたいと思っております。

その他の路線につきましては、前回、8月21日の委員会で進捗状況を報告させて頂いた以後、特に進展等ご報告させて頂く内容のものはございませんので宜しくお願い致します。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受け致します。 浦野委員。

浦野委員 興留9丁目ないし興留10丁目のいわゆる（仮称）法隆寺駅前線、2号線ですけども、前々回の6月議会の説明では平成20年度以降に進めていくという説明やったんですけど。今の説明の中でその他進捗はないという事だったんですけど。2号線の方は計画に基づいて幅杭

が設置されている箇所もあるかと思うんですけど、その後地権者と交渉とか折衝とかいう事は一切進んでないわけですか。

都市整備
課参事

すいません、前回縷々報告させていただいたとおり、現在1号線と2号線合わせまして測量委託業務を行っておるところでございます。現在近々に計画線が入れられた図面が届くかなという形で思っております。その後まず水利の関係者と地形の、道路がつく事によって形状が変わっていくこともございますので、水路形態、用排水の形ですね、それらについてまず水利関係者と詰めていきたいと、その後、この稲刈り後ですね、中心測量というのが残っておりますので、その後確実な線引きをいたしまして各土地の丈量図を作成していく、その後によって各地権者に交渉になる、このように思っております。

浦野委員

これ質問しますのは、地元の農家の方からちょっと質問あったんですけど。以前説明会という事で来られて、その後進めていくのにどういったスケジュールでしていくのかがたぶん把握されてないから質問やと思うんですけど、その後全然折衝がないという事でおっしゃってる方がおられるんです。それで、もうやめたんかというような事をおっしゃるから、やめてませんという事で言うておったんですけど。地元の説明会では20年以降に進めていくと。今おっしゃった幅杭とか設計をまずやらなければいけない、順次平成20年位から具体的に折衝に入るといような説明はされてるんですか、されてないんですか。

都市整備
課参事

ただ今の質問でございますけれども、当然この測量する事にあたりまして、各所有者の方にお会いさせていただいて、この測量の意味と今後の水利関係を詰めていって、その後各地権者にも説明させていただくという内容については、測量のお願いの時に伝えさせていただいております。ただ、田植え後になっておりましたので、実際測量も中断していたというような状況もあります。先ほども言いましたように稲刈り後、センター、中心測量ですね、それを行い、またあるいは三

代川の橋梁についてもまだ地質調査が残っておりますので、まだその最終形が出てこないとちょっと具体的な説明出来ない、そういった状況で思っておりますので、近々線形について、まず水利の関係に入っていこうと思っておりますので、そういった形でご理解いただきたいと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 一番最初の方の契約金額の話がありまして、調整後に4, 447万6, 950円となったと、それは以前にこの業者さんが近くで工事を請け負っておられるのでこうなりましたという事で、事務経費か何かを相殺するという形ですか。

都市整備課参事 諸経費という事で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費ですね、これらを調整をしております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっております。

ここで休憩をとります。10時25分まで休憩いたします。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、各課報告事項についてを議題と致します。

(1) 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、理事者の報告を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは議案第34号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明させていただきます。まず、6ページをお願いいたします。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で下水道事業債の増額により6,770万円減額、第7款町債、第1項町債、第1目下水道事業債で、本年度より地方債充当率が上げられたことによりまして6,770万円の増額をお願いするものでございます。

そして、7ページをお願いいたします。

第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、第1目管きょ等新設改良費でございますが、公共下水道事業費繰入金の減及び公共下水道事業債の増によります財源の振替をお願いするものでございます。

次に、第2款流域下水道費、第1項流域下水道費、第1目流域下水道事業費でございますが、流域下水道事業費繰入金、流域下水道事業債の増及び奈良県流域下水道事業推進資金の減によります財源の振替をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

第3款公債費、第1項公債費、第1目元金でございます。下水道公債費繰入金の減によります財源の振替をお願いするものでございます。

最後に3ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。まず、公共下水道事業でございます。第7款町債で公共下水道事業債の増額に伴い、限度額を7億3,660万円に、次に、流域下水道事業でございますが、流域下水道事業債の増額に伴いまして、限度額を6,080万円に、また奈良県流域下水道事業推進資金につきまは、県の流域下水道事業費の変更に伴い0にそれぞれ変更をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第34号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、当委員会として報告を受けたという事で終わります。

次に（2）平成19年8月29・30日における大雨の状況について、理事者の報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長 それでは各課報告事項（2）平成19年8月29・30日における大雨の状況について、資料3に基づきましてご報告を申し上げます。

まず、8月29日は午前8時37分に奈良県北西部に大雨洪水警報が発令され、午後2時5分に解除されましたが、その間の総雨量が62mmで、時間あたりの最大雨量が午前9時から10時の間で32mmの雨量を計測しております。被害の状況でございますが、法隆寺南1丁目地内、興留3丁目・5丁目・7丁目地内等で水路が溢水したため、土嚢等で対応致しました。

次に8月30日は警報は発令されませんでしたでしたが、総雨量が59mm、時間あたりの最大雨量が午前11時から12時の間に前日とほぼ同様の31mmの雨量を計測しており、法隆寺南1丁目地内、法隆寺北1丁目、興留5丁目・7丁目地内等で水路が溢水し、12戸の住宅及び倉庫が床下浸水致しました。また、竜田川岩瀬橋の上流部分で1ヶ所法面が崩れましたが、土嚢、ブルーシート等で応急処置を行い、対応いたしました。また床下浸水した家屋には石灰を配布するなどの処置を行いました。その後、土嚢を積みました各家庭をまわりまして、

回収もしくはもう少し置いておきたいとのそれぞれの意向を確認し、対応したところがございます。

また、史跡中宮寺跡地内にありましたテントが突風にあおられ、住宅の壁面にあたり一部家屋が破損致しました。

以上が両日の被害の状況でございますが、こうしたことを踏まえ、先日の一般質問でもお答えさせていただきましたように、大雨に対する抜本的な改善策として、時間を要しますが河川の改修や治水対策を順次進めていく一方、下流域の状況を見て、部分的に改善できるところは改善していきたいという風に考えております。

以上が平成19年8月29・30日における大雨の状況についてでございます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
浦野委員。

浦野委員 今報告あって、河川の抜本的な対策を進めておるという話でございますけど、両日とも興留管内で溢水してるわけですけども、やっぱり同僚議員、一般質問で三代川の改修を早期実現という話がありましたけれども、三代川は数々の問題、地権者との交渉とか色々問題はあると思うんですけども、どんどん進めていっていただきたいという要望だけをしておきます。よろしくお願いします。

委員長 他にございませんでしょうか。 中川議長。

議長 中宮寺跡のテントが突風であおられて飛んで、住宅の壁を破損したという事ですが、そのテント、教育委員会のテントかどうか分かりませんねけど、課長把握しておられたら、テントの下にピン打ってロープで縛るようになってますよね、そのような処置というのはされてたんかされてないのか、把握しておられたら教えていただけますか。

建設課長 テントでございますけれども、今は史跡中宮寺跡として買収しておりますけれども。以前は貸し農園で利用されていた土地の部分に、もう使える状態ではなかったと思うんですけども、そういったテントが置いてあったと、それが突風にあおられて家屋に当たったという事でお聞きしております。

たぶん、申し訳ないんですけども、そこまで確認してないんですけども、ピンとロープ等で土地とちゃんと固定してたという事ではないんじゃないかなという風に思います。そのテント自身もう利用されてるものではなかったという事で確認はしています。

委員長 小城町長。

町長 30日にその報告を受けて、法隆寺の富重さんというところの家へ当たったわけですけども。恐らく前の事で教育委員会には注意をしておるんですけども、早く撤去をしなければいけないという事と、今、議長がご指摘のようにそういうものがなかったと、しておらなかったという不注意、いずれにいたしましても、こういう種の問題は早くテントというのは撤去をしていくか、いつまでも放っておくという事について教育委員会の生涯学習課あるいは教育委員会として、どう対応するんだという、教育長とも協議しておりまして、出来るだけやっぱりそういうものは早く速やかに撤去する事が大事であろうと。それとまた一番基礎であるピン等そういうものは必ずしていかなと、その上にまだ安全を確保してブロックを積む事にも、最近のテントというのはじきに飛びますから。下からぱっと上へ上がったら危ない危険性がございますから、そういう事について非常に注意を払う必要があるのではないかな、各全国でもそういう運動会とかそういう時にそういう問題も起こってますからテントについては、特に注意するという事で申し訳なかったと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。 紀委員。

紀委員 竜田川で1箇所崩落になった所にブルーシートとおっしゃったんですけど、現状まだブルーシートが貼ったままなんですけど、この後の処理はどうされるか、参考までに聞かせてもらえますか。

建設課長 竜田川法面の崩壊の部分でございますけれども、少しちょっと原因なり申し上げますと、当該道路端にありますアスカーブ、かまぼこ状に盛り上げて排水の、道路上の処理をしているわけなんですけれども、そのアスカーブが今日までの舗装、補修工事で路面より、通常10センチ程度高さがあるわけなんですけれども、そういった舗装の補修工事を行う事によりまして、若干低くなっていた。そこにちょうどカーブ、位置的にちょっとカーブした位置にありますんで、そこへ雨水が集中して法面に流れ込んだという状況であります。復旧についてであります。現在土のう等で、土のう約70袋、ブルーシートで保護しておりますけれども、今の状況である程度大丈夫だと思っておりますけれども、ただこの部分、いかるがパークウェイ、先ほどちょっと説明がありましたように橋梁部分の工事等も今後進められてくるという事でございますので、当初まだ、今年度につきましては右岸側という事でございますけれども左岸側についても順次進められてくるという事でございますので、そういった状況を見ながら復旧なりをしていきたいという風に思っております。

紀委員 あの道路は通学路にあたりますんで、出来れば出来るだけ早いうちに安全対策をとっていただきたいとお願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(3)遊休農地解消に向けた実証展示ほの現地見学会について

て、理事者の報告を求めます。 佃田観光産業課長。

観光産業
課長

現在、斑鳩町では都市化の進展や農業者の高齢化、また担い手不足などにより遊休農地が拡大しつつあり、住環境や景観、治水に対する影響が懸念されています。

そういったことから、農地の健全な保全、景観形成、地域特産品づくりなど多面的な農地活用を実現していくために、農業委員会が中心となり平成18年度より遊休農地の解消施策の検討とソバと菜の花の実証展示ほの設置を行ない、遊休農地の解消に向けた取り組みを行っておられるところであります。

遊休農地の解消施策の検討につきましては、施策の検討の基礎資料とするために、町内の農地の実態調査を実施され、遊休農地の状況を把握され、その遊休農地土地所有者への耕作等の意向調査を実施されたところであり、今後は、これらの調査結果に基づき各地区における遊休農地の発生要因等の問題を整理され、解消に向けた検討を進められる予定であります。また、遊休農地を利用し、景観保全や地域特産物の開発などに向けての実証展示ほの設置も行なわれ、三井地区では菜の花の栽培、その後作として黒米とソバ、また服部地区でソバ、本年度から稲葉車瀬地区でもソバの栽培に取り組んでおられます。それらの栽培の普及を図るために実証展示ほを見学していただく催しが、お手元に配布させていただいておりますチラシのとおり開催されますので、その内容について報告させていただきます。

こちらのピンク色のチラシをご確認お願いいたします。誰もが気軽に参加して頂けるように、いかるがの里、「そばピクニック」と題して、10月7日の日曜日に、三井や服部、稲葉車瀬地区で真っ白に咲き誇ったソバの花をご覧いただきながら町内を自由に散策していただくというものであります。メイン会場として三井観光自動車駐車場において、午前10時から、そばドーナツや黒米、なたね油や地元の農産物等の販売があり、午前11時から先着200名様にソバの試食も行なわれますので、議員皆様も是非ご参加していただきますようお願いいたします。

願ひ致します。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 遊休農地で蕎麦作るというのは、それはそれなりにアイデアとしていいと思うんですが、ただ素朴に蕎麦っていうのは桜井でもあっちこっち蕎麦を作られてる中で、斑鳩町が昔から蕎麦作っておられたんかなと考えた時に、あんまりそんな記憶がなくて、何か別のものもう少し、蕎麦は蕎麦で結構ですが、斑鳩の地に合ったというか歴史的に斑鳩で以前から作られてるみたいな、そういう模索っていうのは出来へんかなと思うんですが、何か斑鳩で以前から、蕎麦以外で普通の、庶民が食べてたようなもんっていうのは、そういう研究はされてませんか。

観光産業課長 今のところ、景観等もございますので、やっぱり白い花が咲いて景観等も良くなりますので蕎麦、そして三井地区で菜の花という事で考えて取り組んでいただいております。西谷委員おっしゃるとおり、昔からやられてた、斑鳩特有の昔からの産物については今まだそこまで及んでない状況であります。

委員長 小城町長。

町長 歴史的には斑鳩町はい草というのが恐らく法隆寺界限の、今、いのまちというあの辺が、い草の発祥地というのか、作られてたという事でございます。今映画も出てますようにああいう形で法隆寺の南大門のところに三町というところがございますけれども、いのまちという、通称いのまちというところがい草の発祥地であるという事でございます。

西谷委員 私自身もこういう中で出来たら蕎麦も結構なんですけど、それ以外に何か斑鳩の歴史と延長するような形での物を作ってもらったら、やはり地域の人だけやなしに、これをきっかけに町おこしみたいな、そういうのが出来へんのかなと思う。例えば今の役場の前の業平の井戸やったら、小林一茶が「ぼた餅や 藪の仏も 春の風」という事ではた餅を江戸時代にあったみたいな、何かそんなんを再現とか、歴史的にそういうのをきっかけで何か出来ないのかなっていうのを、出来たら古文書を読んでおられるようなグループとも聞きながら、そういうのを再現してもらったら一つの町おこしになるん違うかなと思うので、ちょっと是非検討して頂きたいと思います。

委員長 浦野委員。

浦野委員 この蕎麦作り、私も紀議員と一緒に農業委員させていただいて、この間も蕎麦の芽が出てきたんで培いさせていただいたんですけど、この蕎麦のネーミングなんですけどね、資料では、この資料に載ってないんですけどいかるが蕎麦という風に書いてあったと思うんですけど、私個人の考え方は、この前町づくり研修会という事で役場の地下で観光産業課の方で行われた時に、聖徳太子をもっと斑鳩で活躍させたらどうかという話があったと思うんですけど、蕎麦のネーミング、太子蕎麦とか聖徳蕎麦とかいうの方がマッチングしてるんと違うかなという意見を申しておきます、返答は結構です。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 次に、(4) JR西日本における斑鳩の里のピーアールについて、理事者の報告を求めます。 佃田観光産業課長。

観光産業
課長

J R 西日本では沿線スケッチ「里の四季」と題して、各地域の里の広告を J R 西日本の列車内に掲載されており、今回、斑鳩の里が紹介されることとなりましたので報告させていただきます。

秋のよそおいが似合う里として、その旬の魅力を満喫できる法隆寺、法輪寺、法起寺の斑鳩三塔や、紅葉の名所として知られる竜田川などが紹介される予定であります。掲載場所は列車内のドアの上部で、大きさは縦 1 4 c m で、横幅が 1 0 2 c m のフルカラー版であり、総数 1, 0 0 0 枚掲載して頂けるという事で聞いております。期間は来月 1 0 月中の 1 ヶ月とのことで、秋の斑鳩の里をかなりピーアールして頂けるものであり、斑鳩の里を訪れられる観光客の呼び込み効果が期待されるものであると考えております。議員皆様も 1 0 月中に J R 西日本の列車を利用される場合には、ドアの上部をご確認して頂ければと思います。

以上、簡単ではございますが、J R 西日本における斑鳩の里のピーアールについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。
吉野委員。

吉野委員

斑鳩という町と法隆寺とすぐに結びついてしまって、私は斑鳩の里そのものが大変地域資源として、観光資源として立派なものだろうと思いますんで、その辺もっと、法隆寺だけではなくて、斑鳩の里全体をもっと皆さんに知ってもらおうような事で、町も今まで頑張っておられるんでしょうけど、もっと頑張ってもらったらいいと思うんですけどね。意外と外から来た人は法隆寺はもちろん感心しますが、西里、東里の辺りを歩くと、本当にこれが奈良だと言って喜んでくださいます。そして、滑稽な話なんですけど、奈良行ったら鹿がいるものと思ってる人がたくさん居まして、鹿はどこにいるんだという話もよく聞きます。ですから一つ、法隆寺だけではなくて三井の法輪寺の辺りの、いわゆる東里なんかは本当にいい所だと私は思いますので、お客さん

来たらそちらの方にも連れて行くんですけども、なかなか東里の方の宣伝というのは、あまり町としてされてないんじゃないかなと思ったりするんですけど、どうでしょうかね、その辺は。

町 長

これはもう斑鳩の里に法隆寺、法起寺、法輪寺あるいは中宮寺等がございますし、また竜田川ということで古の川がございます。やっぱりこの中で私は一番問題は、やっぱり法隆寺というのはイメージがぱっとくるわけです。だから観光ルートでも法隆寺を見て、そして悪いんですけども、夢殿行ったら中宮寺へ行かない。そしたら中宮寺は年間15万かそんなんしかお客さん来ない、そういうことを考えますとそれ以上の向こうへ手を伸ばしていくというのは、法起寺、法輪寺というのは私は以前はそういう点では、駐車場構想として法隆寺の前に駐車場を作って法隆寺のiセンターへ停めて、そしてその車を法輪寺へまわすという事までやっていったら、やっぱり土産物屋さんの方々はやっぱりお客さんが必ず土産物屋へ寄ってもらわなあかんという事で自分とこで駐車場を確保されてやってきたという経過もございますから、これはもういろんな変遷あるんです。その当時とはとにかく昭和60年時分は3万1千台、町の駐車場も満杯というような車の状態でした。この時第2駐車場という問題が起きまして、第2駐車場はとても県は作らない、町が作ることは不可能であるという事でやって、必ずしもバスが、修学旅行がだんだん減ってきた時に、この駐車場がまた空いてくるという事で、にわかには法輪寺の前の空き農地を貸していただいて、年間賃貸契約をしてやっていこうという構想の中で、町がそういう事をやっていったら、やっぱり土産物さんは自分の死活問題という事で結局土産物屋とこで皆駐車場を確保されたわけです。だから何も町営駐車場は車、バスの台数は減ってますけれども、その分はやっぱり土産物さんについてると思っておりますし。この関係というのは法隆寺からのアクセスがうまく次の行程で、法隆寺の前にバスを停めて、そしたら次へ行けるという状況であればいいんですけども、やっぱり商売屋さんもございますから、やっぱりそこらのところが難

しい。この間もご意見が出てるように、三町から東里に土産物屋が並んだら、露天商というのか、そういうものをしたらどうかというご議論もございます。今、浦野委員がおっしゃったようにこの間から観光の問題について5回シリーズで今やっていますように、まず第1回目の先生がおっしゃるのは、聖徳太子、法隆寺を忘れて法隆寺以外で斑鳩町で年間50万やったら50万位の他の客をとれるような体制は出来ないのか、そういう事も考えていく必要があるという事で1点目。この2回目はやっぱり聖徳太子の1万円札の問題とかいろんな議論でやっぱり聖徳太子をもっと活用する事も大事であるという事で2回目の講演があったわけですがけれども、いずれにいたしましても、聖徳太子、法隆寺のイメージは大きいわけですから、その辺について地元の方々は、それはもう私どもも以前から70歳以上の方の無料拝観券を法隆寺へお願いしてお寺から拝観券を無料の関係で手続きしたら無料で入れます。その関係でだいたい今手続きを終わられている方がかなりおられますけれども、結局年間行かれるのは150~160名しか来ませんよという事ですから、いかに地元の方々がやっぱり1回でも法隆寺必ず参ってというくらいの気持ちでなかったら、どうも私は奈良県の県民というのは、そういうのは、大いに奈良は立派な仏像がいっぱいあります、来てください、来てくださいと言うんですよ。言うたところで結局自分らがそういう接待をしない、また歓迎しないという事でだんだんと奈良から離れていく客が多い。京都まで来られて奈良へなかなか来ない、やっぱり道路の問題もあろうと思いますけれども、いずれにいたしましてもやっぱり斑鳩というのはこういう里に3つの関係あるいはまた竜田川、三室山の関係もございますから、やっぱり連動していけるような観光対策というのが一番大事であらうと。地元の方々が、私は来年度考えているのは、やっぱり春夏秋冬で町内ハイキングというのか、町民の方に参加できるようなハイキングコースを出来るだけやって、春はやっぱり三室山、夏は散策できるコース、あるいは秋、冬というような事を作ってですね、やっぱり町民の方々に出来るだけ参加していただけるような環境づくりをしていく事が

事であろうと考えております。

吉野委員

もう一つ、藤ノ木古墳が今整備されております。法隆寺から歩いて5分ほどでございますので、我々観光ボランティアも法隆寺プラス藤ノ木古墳という事で、本人だけじゃなくて藤ノ木古墳を見たらまた一つの観光の、斑鳩町っていうのはそのものが全国、世界のブランドになってますので、どんどんと伸ばそうと思ったら伸びるんじゃないかなと思っております。それからこの間のペットボトルの水についてなんですが、議会で金銭の事のみを問題にされたんですけど、あれは大変いいアイデアでして、奈良新聞及び朝日新聞とかで記事になって、見ますと、朝日新聞の方は大変、もうちょっと掘り下げたような記事になっておりまして、あれを見た人たちが、そうかと大変喜んでおられました。あれどうでしょうか、近畿一円の記事になってるのかどうか分かりませんが、宣伝効果から見たらマイナス30万、40万のことじゃなくて、大変な宣伝効果になっていただろうと思います。あれを例えばあの水を東京の観光拠点に持って行って、売ったりしましたら損害どころか大変な利益になるんだろうと私は思っております。ですから一極だけ、狭いところだけ見ないで朝日に近いような事なんですけれども。水道水っていうところは、水道水であって井戸水であるというところに売りがあったわけですから、我々も議員としてもそういう点にも注目してもっともっと斑鳩町を売り出していきたいかなと思っております。

町長

中西議員の一般質問はリサイクルの関係でペットボトルがいいのか悪いのかという議論の中で、財政厳しい中で168万で120万、40何万という事で、奈良新聞には見出しで48万円の赤字という事を書いてましたけど。私はやっぱり朝日新聞の記者の考え方というのは非常にユニークな考え方をされまして、あの朝日新聞を見られて、その日からあくる日にかけてですね、やっぱりiセンター、いかるがホールあるいは中央公民館で買い求めに来られる方がおられまして、も

うだいたい売り切れましたというところもございますから、だいたい9,200~9,300本位売れてますから、あともう残僅かですから。みますと、問い合わせがあってこの間も海外のウルムチまで行かれたと。1ケースを飛行機に積んでウルムチまで持って行ったという方もおられましたし。水は、斑鳩の水というのは良いか悪いかは別にしたかて、やっぱり斑鳩という名前が売れるんですという事もおっしゃってましたけどるいろんな反響があると思います。ただ私は60周年で今全国的に都道府県が、あるいは市町村が水を、おいしいですよという水をやっぱり皆さん方、これだけ活性炭とかいろんな関係でやりますから、そういう宣伝をするためにやったと。当初は職員とも色々と相談する中ではやっぱり幼稚園とかああいう施設に1万本ですから、こういう斑鳩の水がありますよという事で提供しようという事で言うたんですけれども。やっぱりこういう時世やからやっぱり120円で売ったらどうかと。これも120円高いのか安いのかという事もなつたんですけれど。100円くらいかなという事も、やっぱり120円で売ろうという事でやっぱり120円で売らしていただいた。いずれにいたしましても反響はあったと思います。一応、今吉野委員おっしゃるように、これからやっぱりああいうパゴちゃんの一つの宣伝と、あるいはいろんな事、パゴちゃんでもええと言う人もありや、こんなもう一つあれやと言う人もあるけども、やっぱり色々に関心を持って方。やっぱりパゴちゃんのキーホルダーでも今やっぱりどこかの業者、登用されて非常に売れてますという事もおっしゃってる事もございますから、人気のある事は確かだと思います。

委員長 西谷委員。

西谷委員 その他で聞こ思ったんですが、吉野さんが言われた、ちょっと斑鳩の水。私は一般質問の同僚議員と同じ考え方なんですが、ただ、今7月の末位に斑鳩の水作られて、9月の初旬で9,200本~9,300本売れてるのは非常にすごい売れ行きやと思うんですが、実際の購

入されてる方っていうのはどういう方なんですか、分かりますか。

上水道課長　この水に関しましては、これやっぱり水という事で夏期、需要の多い時に販売せなあかんと。それとあと賞味期限がございますので、町の公共施設、それから町民の皆様方、それからやっぱり関係者の方々に色々積極的に声をかけて販売したところです。

西谷委員　だから、町民の方が窓口で買われるというのは、1本なのか1ケースなのか分かりませんが。結局私自身にしたら9千本を1ヶ月余りで売れるというのは非常な売れ行きやと思うんで、大量に買われてる方がおられるん違うかなと素朴に思うわけです。そこで、どういう方が大量に買われてるのかという事を知りたいわけです。

上水道課長　先ほども申し上げているんですけれども、やはり町の関係者、いろんな関係のある方、大量にというかまとめてある程度ケースでまとめて買っていたという事です。

西谷委員　町の関係者というのは具体的にどんな、例えば建設業者であるとか、そういうところを知りたいんです。

町長　これは7月28日の商工まつりの関係で、そこで展示販売をさせていただいて、なかなか皆さん方から好評だという事で皆さん買い求めていただいた。やっぱりこういう関係等については、このロコミ等によってかなり販売が伸びてるんじゃないかなと。その中でもやっぱり特にこういう水に携わってる業者も5ケースとか買っておられますけれども。やっぱりそういう点からiセンターあるいはまた中央公民館、いかるがホール等販売されてる中で購入されてると思っておりますし、単品で買ってる方、あるいは1ケース買ってる方、またうちの社協の職員とかあるいはうちの職員等がやっぱり買い求めてますから、出来るだけ幅の広い分野に売れてるんじゃないかなと思っています。

西谷委員 結局私が知りたい、結局町の関係者という事の中で、一方では建設業者の方に割当で売られたという話を聞いたものですから、実際にそういう事があるのかどうかという事を確認するために聞いてるんです。そしたら町が60周年で斑鳩の水を作ったという事の中では、そういう売り方っていうのは、斑鳩の水を60周年で作ったという趣旨とは合わへんの違うかなという事で素朴に聞いてるわけです。そしたらもうはっきり聞きますから、建設関係で斑鳩の水っていうのは何ケースくらい業者の方が買われたんですか。

上水道課 だいたい4千本位でございます。

長

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 他に、理事者の方から報告しておくことはありませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等がありましたら、お受けしたいと思います。ありますでしょうか。

(な し)

委員長 他になければ、私から2点だけお諮りしたいと思います。

まず、継続審査についてでございますが、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調

査を要するものとして、このように決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いしておきます。

次に、先進地視察についてお諮りをいたします。

先進地視察につきましては、先の委員会終了後にご相談をいただき、委員から景観行政、都市基盤整備、また観光行政、緑と環境のまちづくりなどのご希望をお聞きいたしました。副委員長ともご相談をさせていただき、できるだけ委員皆様のご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料をお配りさせていただいておりますように、岡山県早島町と鳥取県倉吉市を選ばせていただきました。町レベルで景観条例を制定されているところは少ないのですが、早島町は景観条例を制定された数少ない町の一つでございます。また、その景観計画の内容につきましても、町の地域特性に十分配慮され、旧街道地区、田園・集落地区、住宅地地区、自然景観地区などに別けられたきめ細かい景観形成に努められております。また、岡山市に隣接し、斑鳩町と非常に似通った町でもございますので、大変参考になるのではないかと考えております。倉吉市につきましては、ご存知の方もおられるかとは思いますが、大山の山ろくに位置し、緑豊かな自然と田園を有するとともに、歴史的伝統を受け継ぐ商家の町並みや史跡などの文化的景観が残されており、市、市民、事業者が一体となり景観の保全、活用、創造に努められております。以上申し上げましたような理由で、視察先として岡山県早島町と鳥取県倉吉市を選定させていただきました。視察日につきましては、10月23日(火)から24日(水)で、23日朝に斑鳩町を出発いたしまして、午後から早島町を視察し、視察後、倉吉市まで行きまして倉吉市で宿泊し、翌朝1

0時ごろに倉吉市の視察を実施したいと考えております。

以上が先進地視察の概要でございます。お手元にお配りしております先進地視察計画書のとおり、閉会中における当委員会の所管事務調査として先進地視察を実施したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 確かに歴史的、そういう景観とかについては斑鳩町が今後検討していかんなあかん課題やと思うんですが、ただ斑鳩町の今現在でも結果として斑鳩の景観を守ってるような風致地区条例、あるいは歴史的風土保全地域に伴うそういう規制があります。それと、屋外広告物条例についても、県の条例に基づいた町の部分があつて、私自身は今現在この先進地視察の内容を見せてもらいましたが、ここまで行かなくても奈良県内で例えば奈良市の景観条例、あるいは橿原今井の歴史的町並み等で景観を規制してる条例っていうのは、私は学べるんじゃないかなと思いますし、まず我々議員自身が今斑鳩町にある法的に景観を規制しているそういう条例とか、そういうものをまず勉強して、そこからせめて県内の視察先で、私は言われてる景観行政についてはクリア出来ると思いますし、奈良県内の方がより地域性においても似かよっているんでより参考になるん違うかなと思いますんで、私としては出来たら奈良県内の視察先にさせていただきたいのと、是非とも行く前には斑鳩町内に網がかかっている、そういう景観、結果として景観を規制するようなそういう条例とか法令について学習して、そこから臨みたいなと思うんですが、ちょっと提案させていただきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時07分 休憩)

(午前11時27分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは先ほどの先進地視察につきまして、意見があればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員

行く事については、いろんな話の中では、斑鳩の景観、斑鳩町の将来を見据えた上の中では必要やと思うんですが、向こう行っても斑鳩町の実情をそれぞれの議員が把握して、向こうと対等に議論、話を出来るような状態で私は視察に行くべきやと思いますので、是非ともこの視察行くまでには斑鳩町の、結果として景観を担保してるような風致地区条例とかあるいは歴史的風土保存区域っていうのはどんなものなのかとか、屋外広告物条例とかその辺のところ、やっぱり委員会として研修する機会を是非持っていただきたい。

委員長

ほかにございませんでしょうか。

今、西谷委員から言われましたように、先ほど各委員さんのご意見を聞かせていただきました。当然、視察行く以上、やはりその先である事について当然勉強するとともに、現在おかれているわが町におきましての現状も把握しながら研修に臨みたいと思います。また他の委員から、やはり視察につきましては行く事によって住民の負託に 대응していくんじゃないか、等々ありました。これにつきまして皆さんご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれては、先進地視察計画書のとおり手続きをとっていただきますようお願いいたします。

その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「ちょっと待ってください。」との声あり)

委員長 西谷委員。

西谷委員 この前の時に、議会の中で委員会の意見が、実際には委員長報告の中
ではこういう意見が出ましたという事については委員長報告されましたけれども。詳しくは議事録にしていますんで、という事で全く町の
答弁とかそういうやりとりがされてなかったように思うんですね。私はやっぱり議事録に、本会議で言うという事はちゃんと議事録に残る
わけですから、委員会の中で質疑あった分については、出来るだけ委員長報告の中で載せてもらいたいと思いますし、結局傍聴さん、仮に
来られててもわざわざ委員会の議事録まで見て調べたいという人はなかなかやっぱりいてない。だからやっぱり委員長報告としては質疑応
答については出来るだけ網羅して委員長報告をしてもらいたいという事をお願いしたい。

委員長 分かりました。そういう形で住民の皆様により分かりやすいように
してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。
長時間ご苦勞様でございました。

(午前 1 1 時 3 2 分 閉会)

